

監督補助業務委託実施要領

1 目的

この要領は、鳥取県県土整備部（総合事務所県土整備局を含む。）が発注する建設工事の施工に係る監督補助業務の委託について必要な事項を定め、もってその委託契約（以下「委託契約」という。）の適正な履行を確保することを目的とする。

2 監督員

監督補助業務の委託契約を締結した工事を所管する総合事務所長、日野振興センター所長又は県土整備事務所長（以下「所管所長等」という。）は、監督補助業務を受注者に行わせるため、監督員（工事を担当する総括、主任、一般監督員及び準監督員をいう。以下同じ。）を任命し、その監督員決定通知書の写しを受注者に通知するものとする。

3 委託対象工事

監督補助業務の対象とする工事は、次の工事の中から、工事件数、工事内容、現場条件及び監督員の状況等を勘案して定めるものとする。

- ①特殊構造物等の高度かつ専門的な工事
- ②災害関連工事等の短期間かつ高密度な工事
- ③監督職員の所属機関の所在地から遠隔の場所における工事
- ④入札の結果、品質確保の観点から監督の強化が必要と認められる工事
- ⑤その他監督の強化が必要と認められる工事

4 監督補助業務

監督補助業務は主に次のとおりとする。

- (1) 工事の施工状況の照会等に関する業務
 - ①材料使用届、使用承諾書の受理
 - ②施工状況と設計図書との照合（調査及び確認）等
- (2) 工事の契約の履行に必要な資料の作成に関する業務
 - ①現地の把握、調査等に基づく検討資料の作成
 - ②設計図書と現地との照合に基づく監督員の工事受注者への協議及び指示に必要な資料の作成
 - ③設計図書と工事現場が一致しない場合等に必要な調査、測量又は図書等の資料作成
- (3) 地元又は関係機関との協議及び調整に必要な資料の作成に関する業務
 - ①地元又は関係機関との協議及び調整に必要な測量、調査及び資料の作成
 - ②地元又は関係機関との立会い等

5 積算基準

委託費の積算は、「監督業務等委託積算基準」によるものとする。

6 委託契約

委託契約は、「監督補助等業務委託契約書」及び「建設工事監督補助業務委託共通仕様書」等に基づき行うものとする。

7 工事受注者への通知

所管所長等は、監督補助業務の委託を行うこと並びに監督補助員の会社名、氏名及び業務内容を工事受注者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月 1日から施行する。

この要領は、平成17年3月23日から施行する。

この要領は、令和 4年2月10日から施行する。